

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定……………
……………（同）…三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
……………（同）…四
- 令和七年度都が広域的に処理する産業廃棄物の受入計画：（環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）…五
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…七
- 都道の供用開始……………（同）…八
- 都道の区域変更（二件）……………（同）…九
- 都道の供用開始……………（同）…三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………
……………（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（同）…三

告示（選）

告示

○令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号
（収支報告書の要旨）の一部訂正……………四

●東京都告示第百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

豊島区西池袋三丁目千二百七十三番 令和七年三月三十一、千三百五十八番二十九から同番日
三十三まで、同番三十七、同番三十八及び千三百五十九番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第百九十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区代々木神園町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

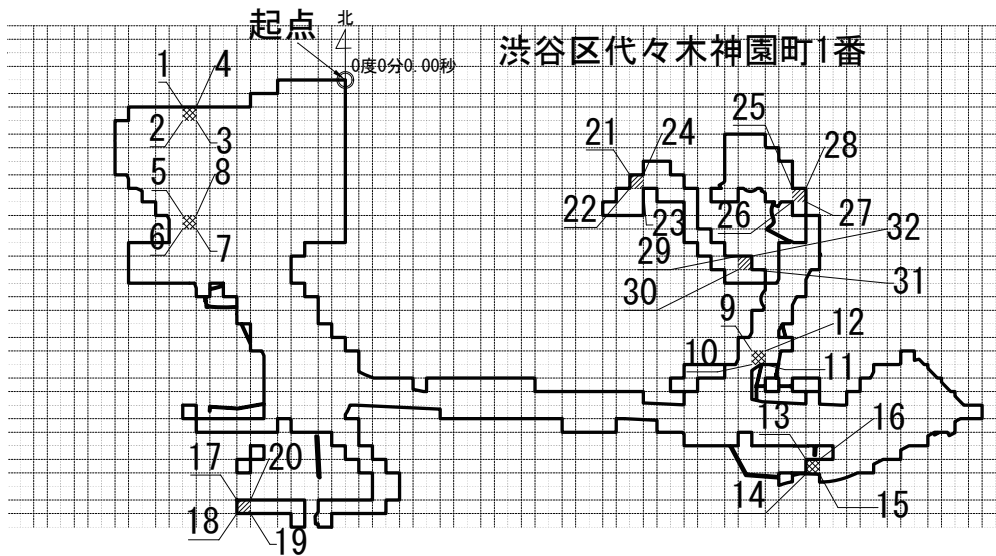
【格子の回転角度（0度0分0.00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、X座標：-36450.3147、Y座標：-12382.1370とする。

別 図



【凡例】

形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1090号により指定した区域)

形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)

単位区画

調査対象地

点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点	-36450.3147	-12382.1370	9	-36650.3147	-12082.1370	18	-36770.3147	-12462.1370	27	-36540.3147	-12042.1370
1	-36470.3147	-12502.1370	10	-36660.3147	-12082.1370	19	-36770.3147	-12452.1370	28	-36530.3147	-12042.1370
2	-36480.3147	-12502.1370	11	-36660.3147	-12072.1370	20	-36760.3147	-12452.1370	29	-36580.3147	-12092.1370
3	-36480.3147	-12492.1370	12	-36650.3147	-12072.1370	21	-36520.3147	-12172.1370	30	-36590.3147	-12092.1370
4	-36470.3147	-12492.1370	13	-36730.3147	-12042.1370	22	-36530.3147	-12172.1370	31	-36590.3147	-12082.1370
5	-36550.3147	-12502.1370	14	-36741.0862	-12042.1370	23	-36530.3147	-12162.1370	32	-36580.3147	-12082.1370
6	-36560.3147	-12502.1370	15	-36741.3748	-12032.1370	24	-36520.3147	-12162.1370			
7	-36560.3147	-12492.1370	16	-36730.3147	-12032.1370	25	-36530.3147	-12052.1370			
8	-36550.3147	-12492.1370	17	-36760.3147	-12462.1370	26	-36540.3147	-12052.1370			

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第二百九十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日

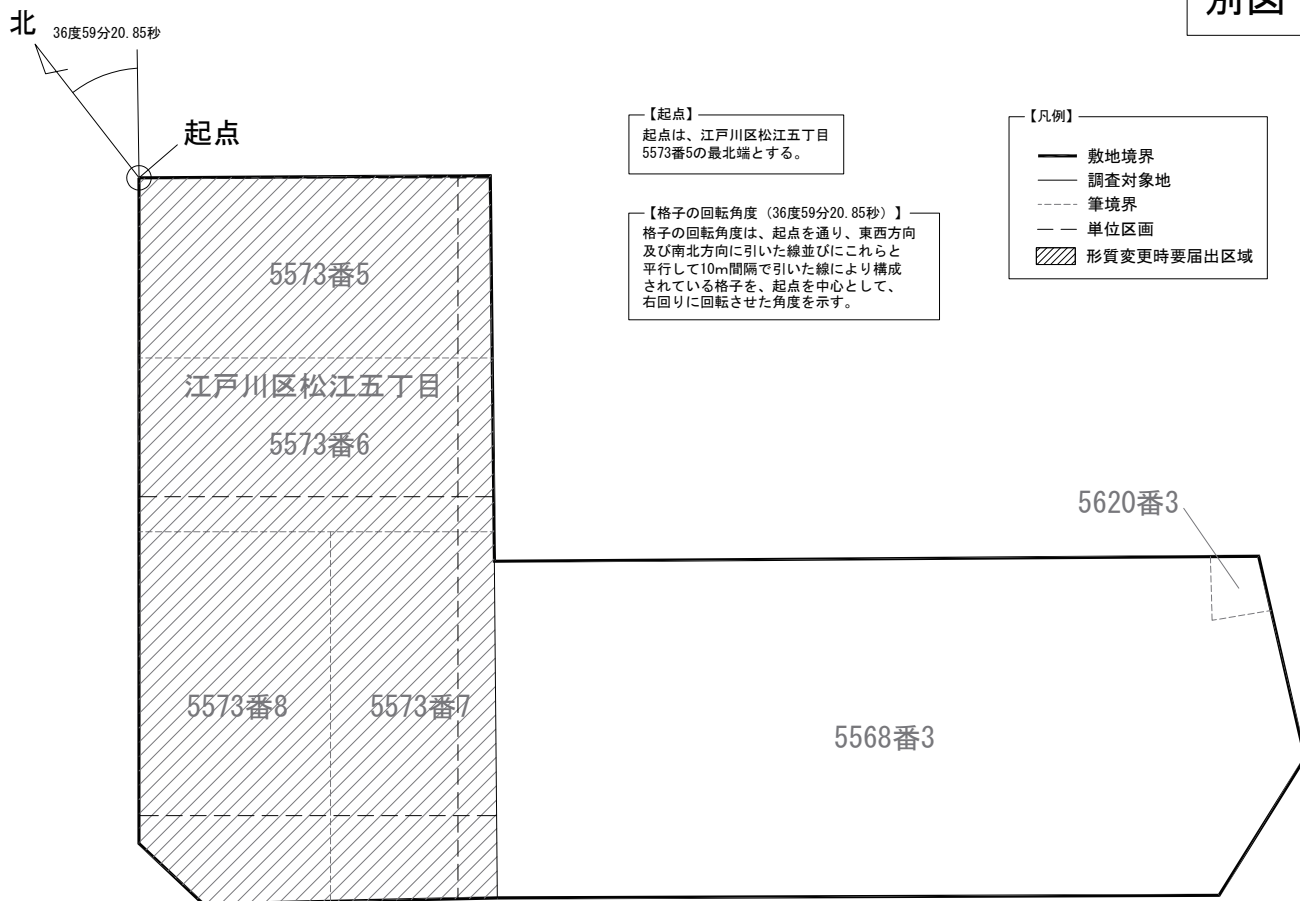
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区松江五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第20九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第二百九十八号

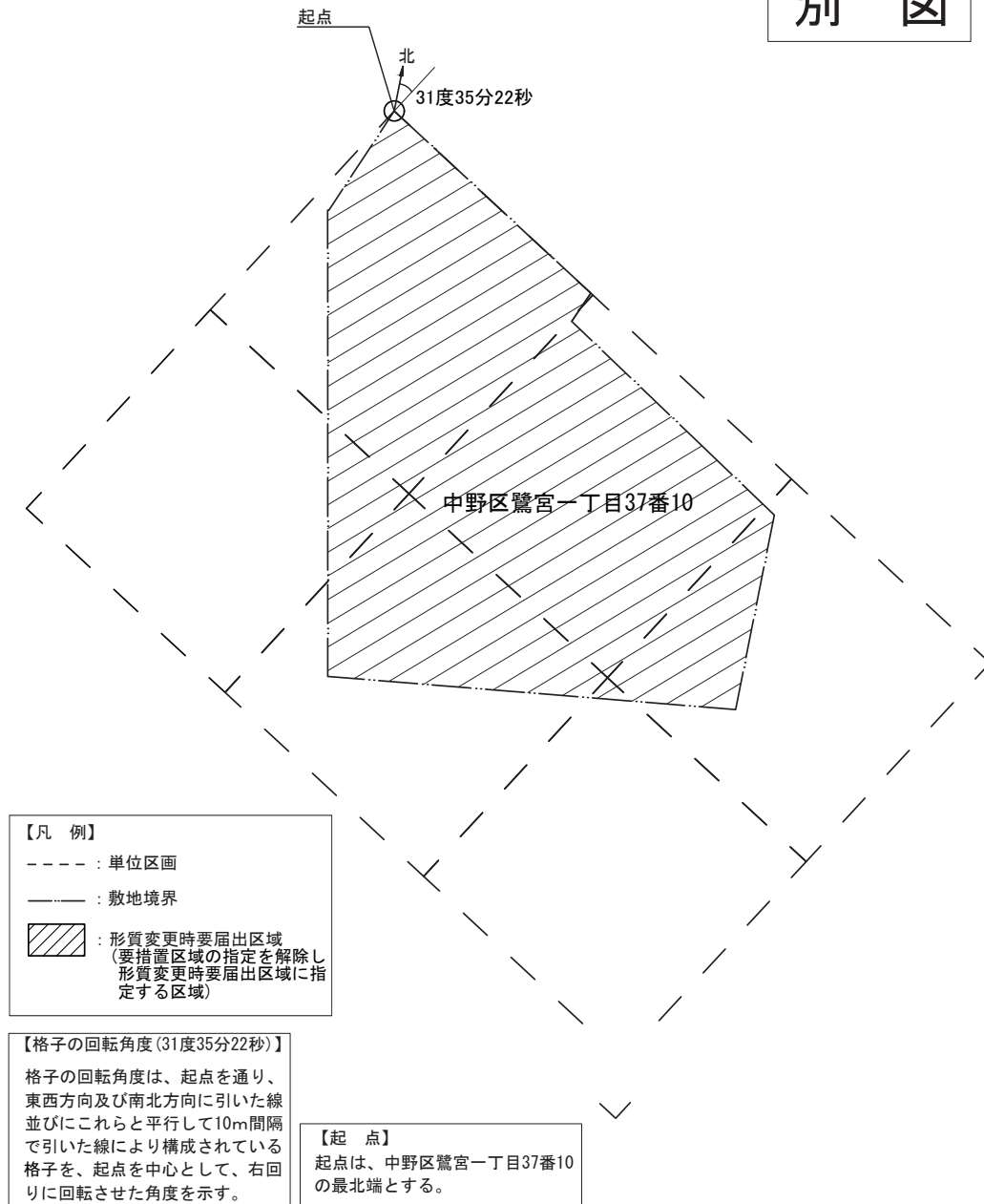
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第四項の規定により、令和元年東京都告示第百三十八号により指定した、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部の指定を解除し、法第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、法第六条第五項及び法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域 別図のとおり（中野区鷺宮一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

別 図



●東京都告示第二百九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、令和七年東京都告示第百十一号によ
り指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項
において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと
おり告示する。

令和七年三月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

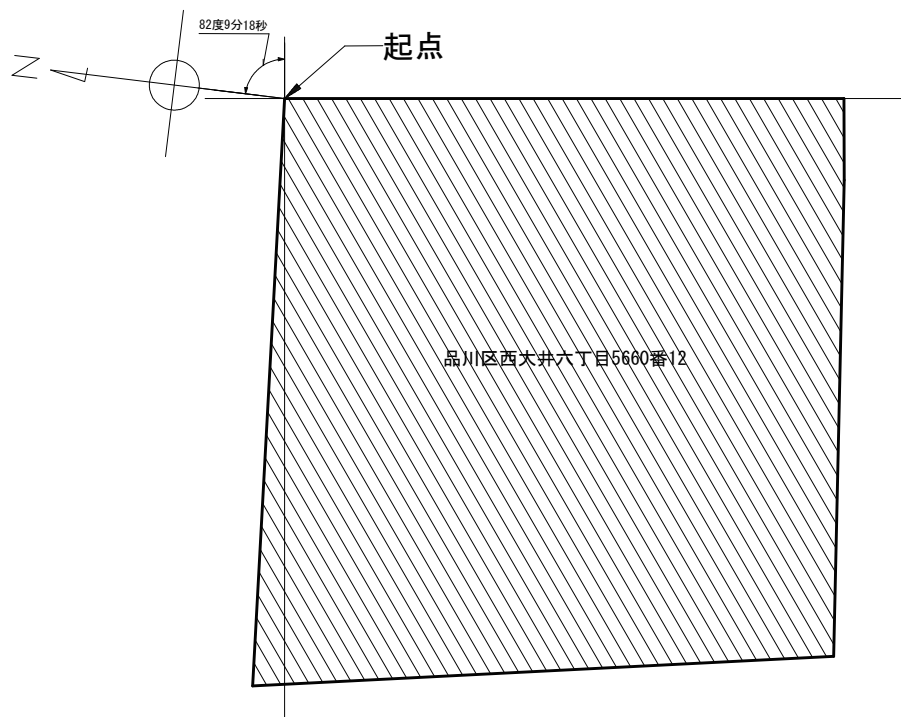
一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区西大井六
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及び
その化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



〈凡例〉

- 指定を解除する区域
単位区画
調査対象地

〈起点〉

起点は、品川区西大井六丁目5660番12の最北端とする。

〈格子の回転角度 82度9分18秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西南北方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百号

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）第十六条第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物の令和七年度の受入計画を次のとおり定める。

令和七年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域

二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表のとおり

三 受入量 年量八〇、〇〇〇トン

四 受入対象事業者

（一）産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であって、次に掲げるもの

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる

- 事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人
- (一) に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者
- (三) その他特に知事が受入れの必要があると認める者
- 五 処分方法 埋立処分
- 六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者
- 七 搬入者の遵守事項
- (一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。
- (二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。
- (三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止措置を講じること。
- (四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産業廃棄物管理票を提出すること。
- (五) 検査に必要な産業廃棄物の採取に協力すること。
- (六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類		受入場所	受入基準	
			個別基準	共通基準
あらゆる事業活動に伴うもの	汚泥	中央防波堤外側埋立処分場又は新海面処分場	無機性汚泥（建設汚泥を除く。）に限る。 含水率 85 パーセント以下のもの 油分の含有率 5 パーセント以下のもの	1 特別管理産業廃棄物でないこと（廃石綿等を除く。）。 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条 1 項に規定する農薬 (3) 油分（汚泥は、個別基準による。） (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの 3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。
	燃え殻		熱しやく減量 10 パーセント以下のもの	
	ばいじん		(1) 乾式にあつては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあつては、含水率 85 パーセント以下のもの	
	鉱さい		中空の状態でないものであって、破碎処理をし、10 キログラム以下かつ最大径 30 センチメートル以下のもの	
	金属くず		中空の状態でないものであって、破碎、切断等の処理をし、10 キログラム以下かつ最大径 30 センチメートル以下のもの。ただし、廃石綿等は、注 2 及び注 3 による。	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		(1) 中空の状態でないものであって、破碎、切断等の処理をし、最大径 15 センチメートル以下のもの (2) 溶融加工処理をし、10 キログラム以下かつ最大径 30 センチメートル以下のもの	
	ゴムくず		再生利用できないものに限る。	

- 注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。
- 2 廃石綿等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条の 4 第 5 号トに定めるものをいう。
- 3 廃石綿等の搬入に当たっては、おおむね 10 キログラム以下かつ最大径 30 センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重に梱包すること。
また、他の産業廃棄物と混載しないこと。
- 4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等（がれき類）は、搬入できない。
- 5 感染性医療廃棄物等（非感染性に処理した物を含む。）は、搬入できない。

別図

都道東京市川線区域変更略図
中央区築地五丁目地内

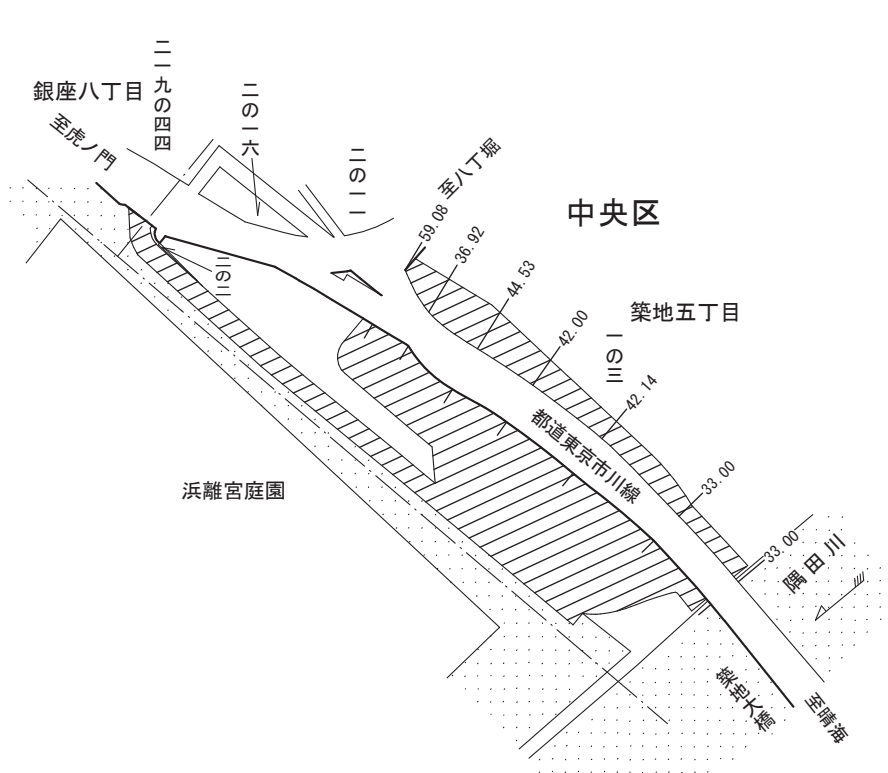
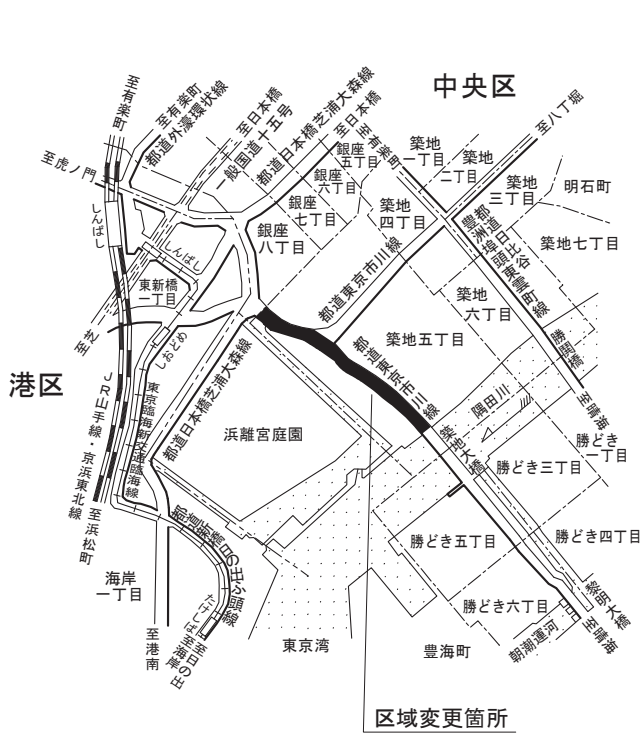


延長 六六五・四四メートル
面積 四九、九九八・〇七平方メートル

●東京都告示第三百一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年三月二十四日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十四日
東京都知事 小池 百合子

- | | | |
|---|-------|------------------------------|
| 一 | 路線名 | 東京市川 |
| 二 | 変更の区間 | 中央区築地五丁目二番二地先から同所一
番三地内まで |
| 三 | 変更の概要 | 別図表示のとおり |



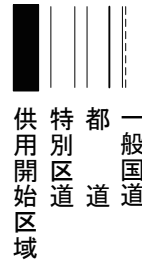
●東京都告示第三百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、令和七年三月二十四日から起算して二

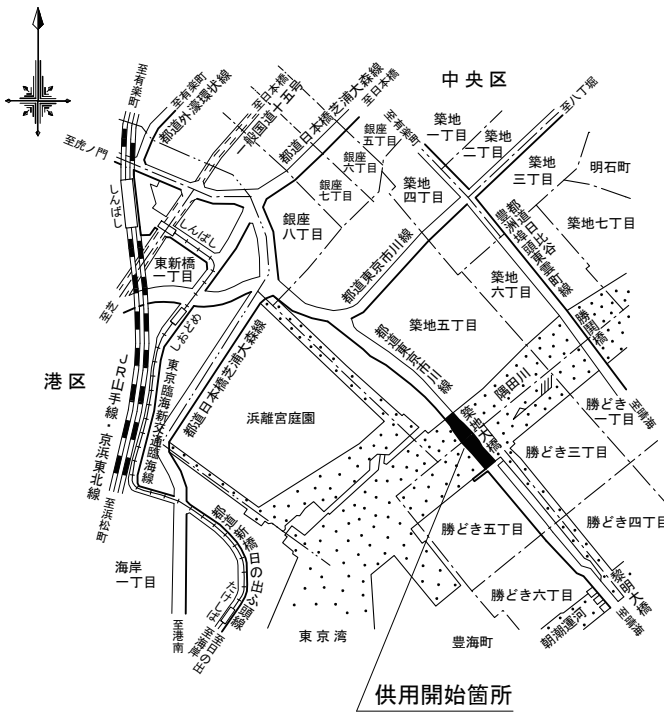
別 図

都道東京市川線供用開始略図

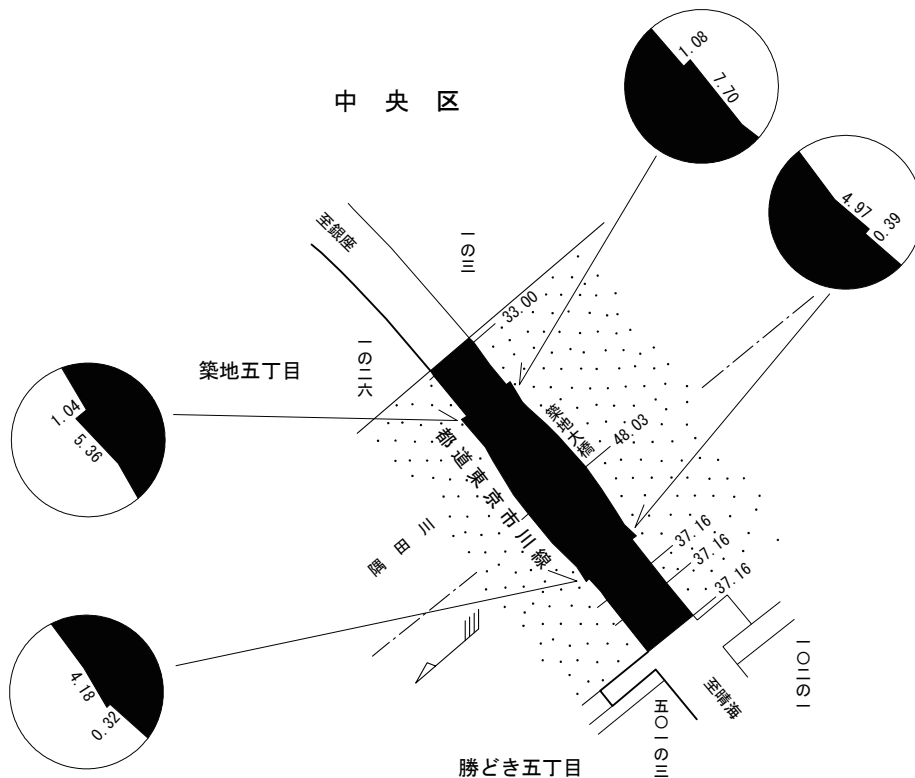
中央区築地五丁目～勝どき五丁目



延長 二三四・四六メートル
面積 九、四七〇・九二平方メートル



中 央 区



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十四日

一 路線名 東京都知事 小 池 百合子
二 供用開始の区間 東京市川 中央区築地五丁目一番二十六地先か

三 供用開始の概要 別図表示のとおり
四 供用開始の期日 令和七年三月二十四日

ら同区勝どき五丁目五百一番三地先
まで

●東京都告示第三百三三三

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年三月二十四日から起算して二

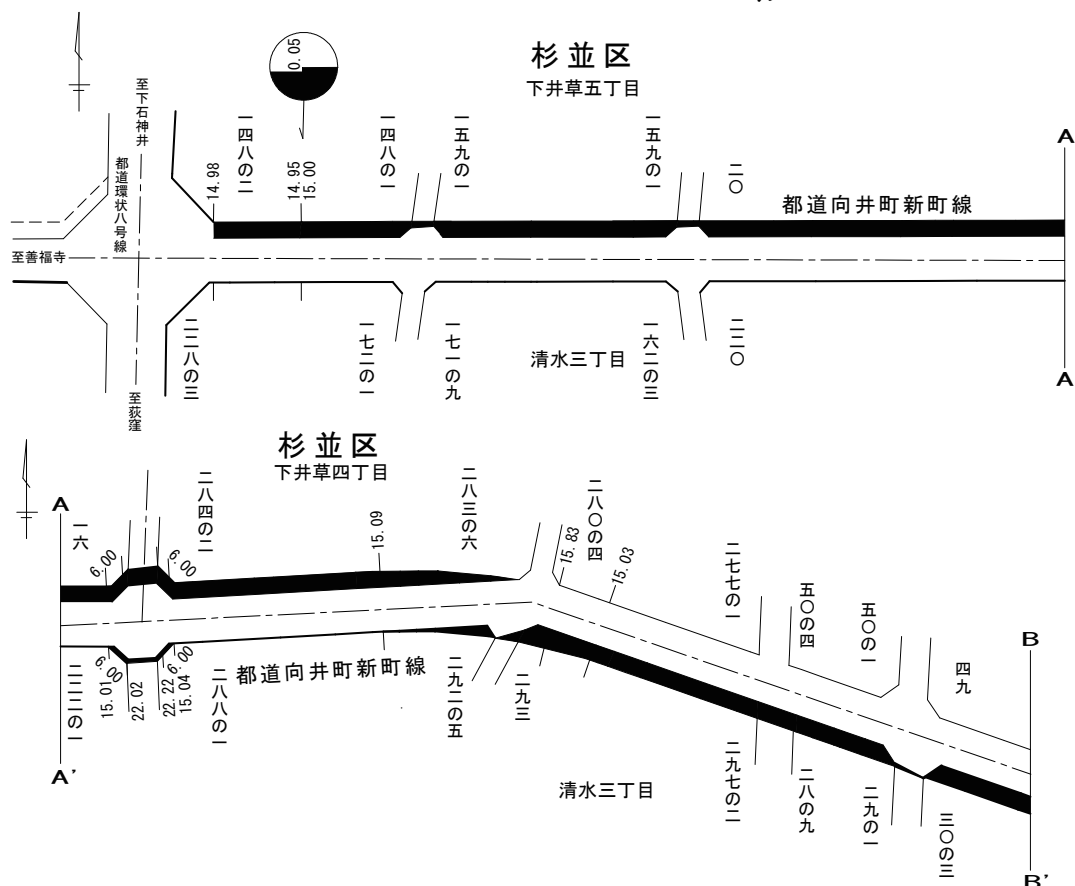
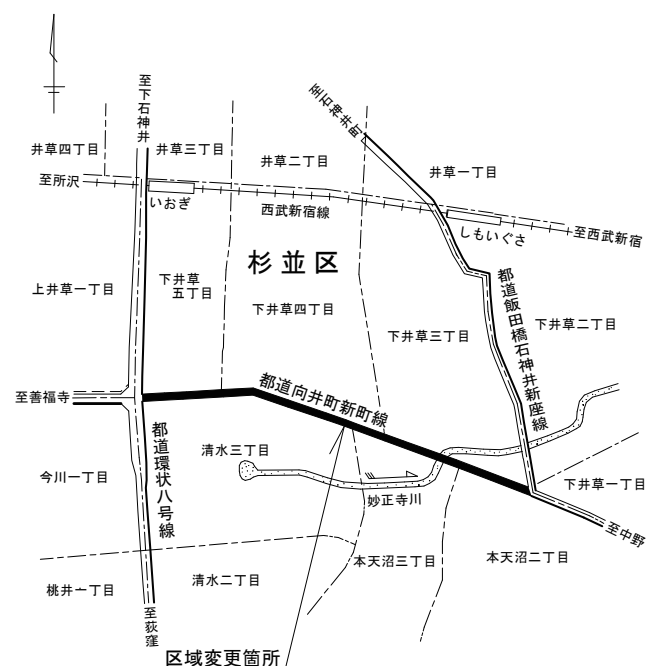
別図

都道向井町新町線区域変更略図

杉並区下井草三丁目～下井草五丁目

都道
特別区道
編入区域
延長
面積
計画線

一、一七九・四三メートル
四、六三五・〇七平方メートル



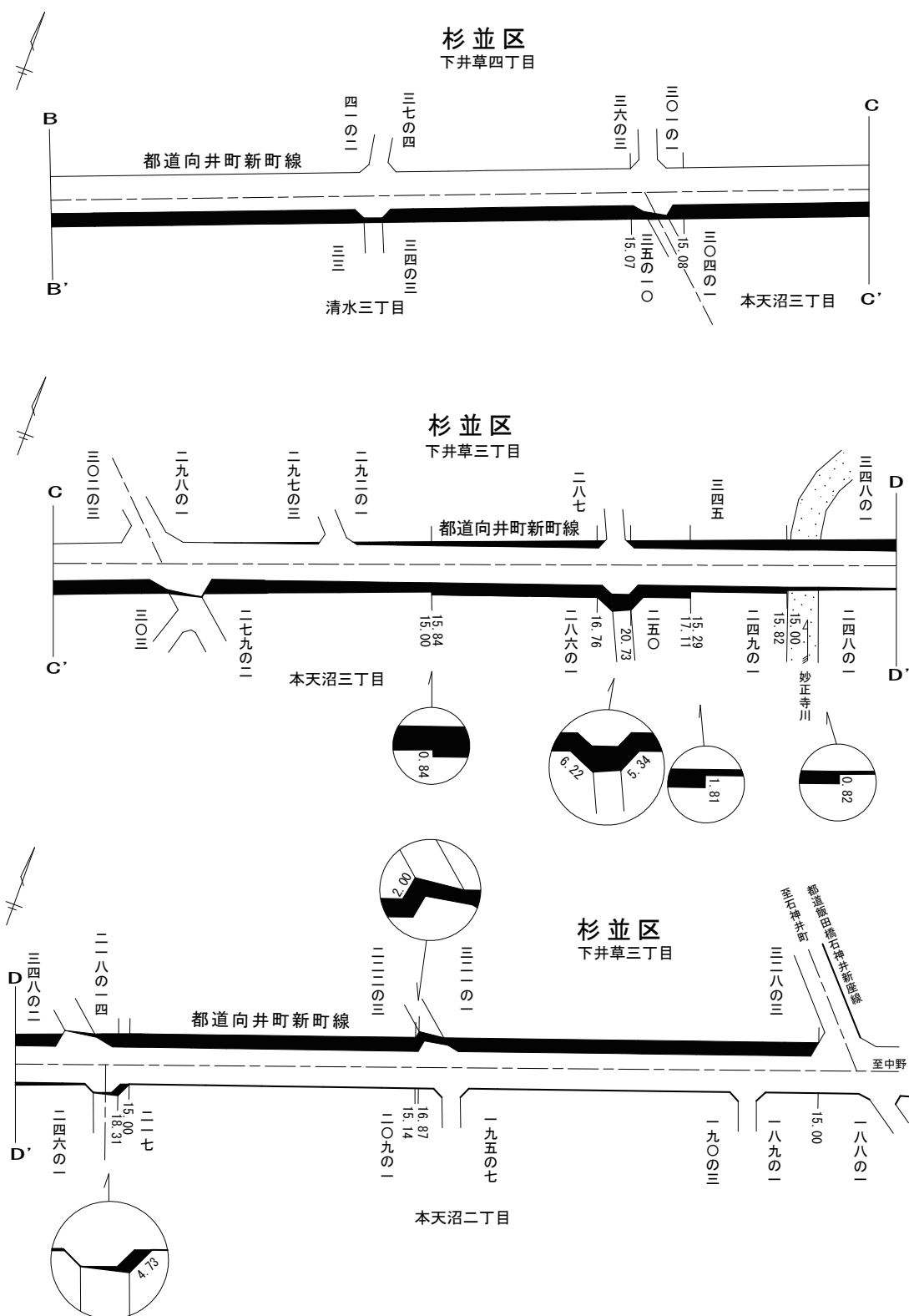
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 向井町新町
二 変更の区間 杉並区下井草三丁目三百二十八番三地内

三 変更の概要 別図表示のとおり

から同区下井草五丁目百四十八番二地先まで



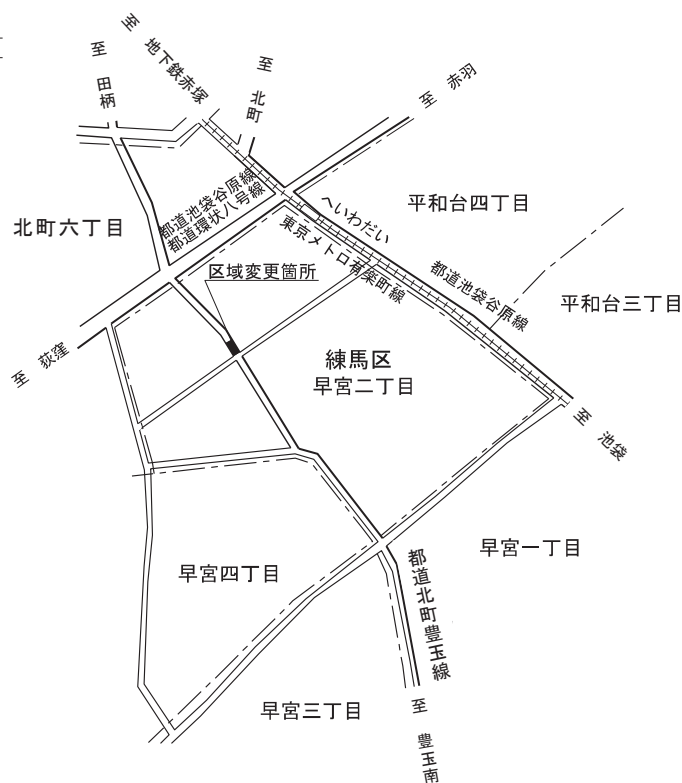
●東京都告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道北町豊玉線区域変更略図
練馬区早宮二丁目地内

都道
特別区道
編入区域
延長
面積
一八・五七メートル
五・四五平方メートル



その関係図面は、令和七年三月二十四日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

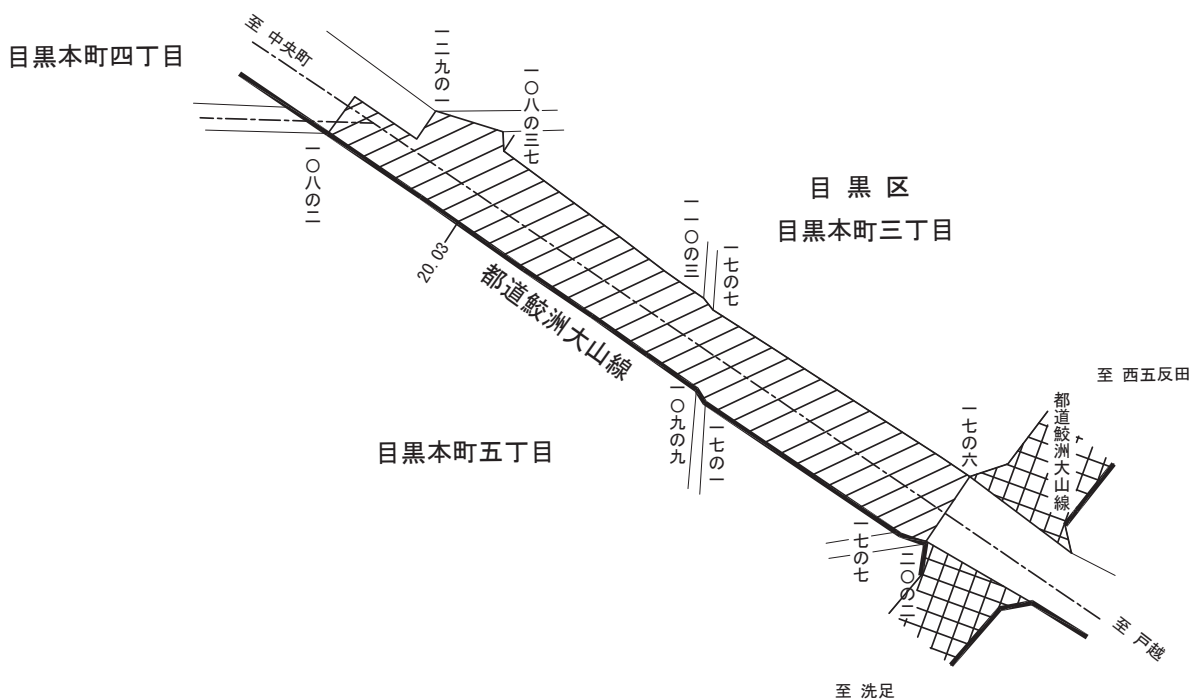
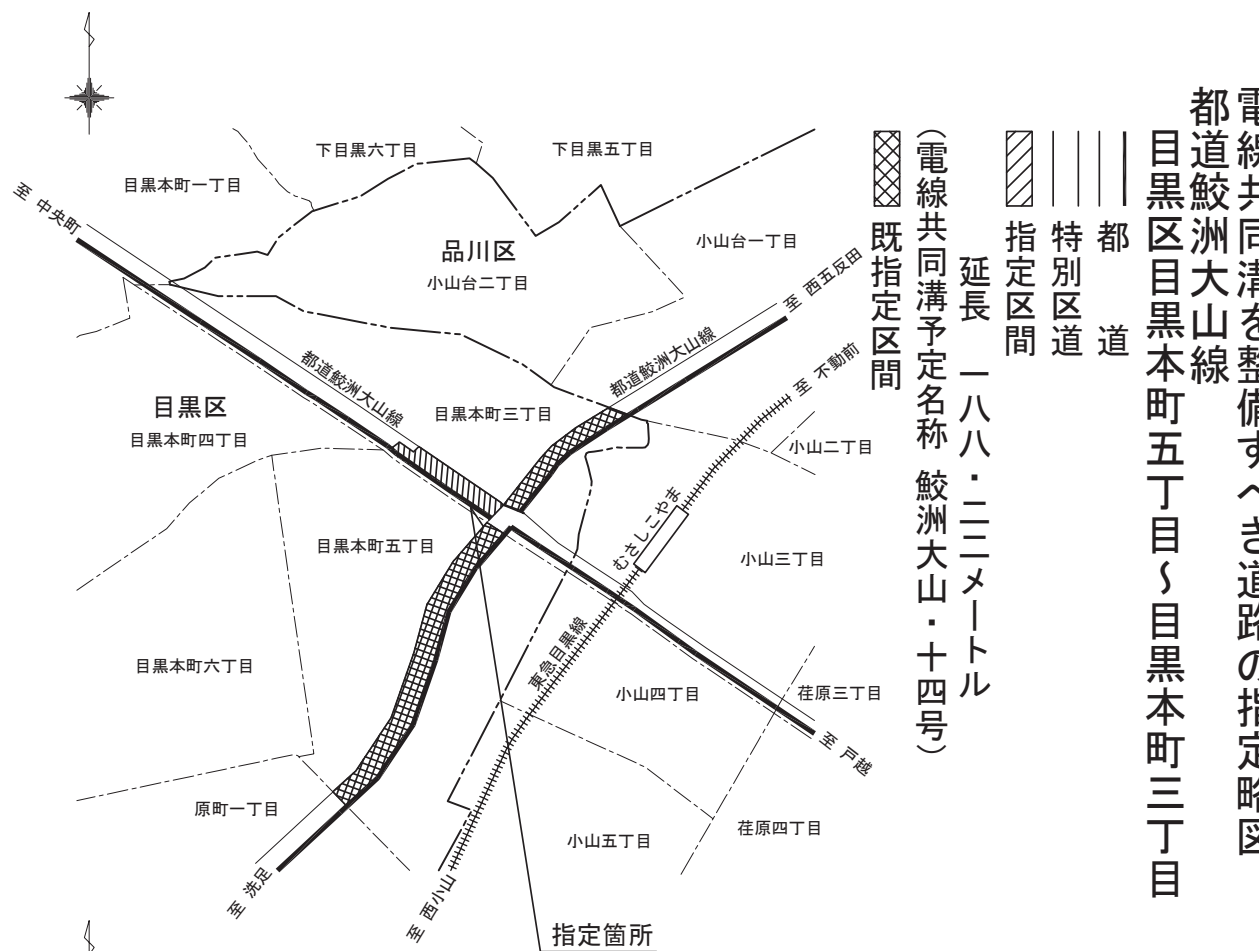
- 路線名 北町豊玉
- 変更の区間 練馬区早宮二丁目四千七百四十七番一
地先
- 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第三百五号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。 その関係図面は、令和七年三月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和七年三月二十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 北町豊玉 二 供用開始の区間 練馬区早宮二丁目四千七百四十七番一地先 三 供用開始の期日 令和七年三月二十四日	●東京都告示第三百六号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。 その関係図面は、令和七年三月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和七年三月二十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 北町豊玉 二 占用を制限する区間 練馬区早宮二丁目四千七百四十七番一地先 三 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）
り前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。 四 占用を制限する理由 占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため 五 占用の制限の開始の期日 令和七年三月二十五日	●東京都告示第三百七号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。 令和七年三月二十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 都道鮫洲大山線 二 指定する区間 目黒区目黒本町五丁目百八番二地先から同区目黒本町三丁目十七番六地先まで 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道鮫洲大山線

目黒区目黒本町五丁目～目黒本町三丁目



告
示
(選)

●東京都選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都練馬区第十一支部から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号）の一部を次のように訂正する。

令和七年三月二十四日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都練馬区第十一支部の部1収入総額の項
中「6,123,704」を「7,433,704」に、「6,101,600」を
「7,411,600」に改め、同部2支出総額の項中「6,077,063」
を「7,387,063」に改め、同部3本年収入の内訳の項中
「2,356,000」を「3,666,000」に、「1,300,000」を
「2,610,000」に改め、同部4支出の内訳の項中
「3,524,875」を「4,834,875」に、「2,582,500」を
「3,647,531」に、「540,000」を「784,969」に改め、同部
5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中
「1,300,000」を「2,610,000」に改める。

東京 東京都
東京新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価	本号	五〇円
	一箇月	六、六〇〇円
(郵送料を含む。)		

三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051